

船員法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 危険物等取扱責任者（甲種・乙種）の認定の更新
- ② 手続き根拠 : 船員法施行規則第77条の7第2項（同法施行規則第77条の6第2項）
- ③ 手続対象者 : 省令に定めるタンカーにおいて、危険物又は有害物の取扱に関する業務を管理すべき職務を有する者で、資格の更新を受けようとする者。
- ④ 提出時期 : 資格認定の更新を受けようとするとき。
- ⑤ 提出方法 : 所定の申請書に必要な事項を記入し、最寄りの地方運輸局又は支局・海事事務所の窓口へ提出する。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 要件に適合することを証する書類・1部
- ⑧ 申請書様式 : 危険物等取扱責任者資格認定更新申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる地方運輸局又は支局・海事事務所にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先
 - 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 011-290-2772
 - 東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
 - 北陸信越運輸局海事部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
 - 関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
 - 中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
 - 近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
 - 神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
 - 中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
 - 四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
 - 九州運輸局海上安全環境部船員労働環境課 092-472-3175
 - 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-866-1838
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船員法施行規則第77条の7、第9号表
- ② 標準処理期間 : 1日間
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法による

第二十二号の五書式(第七十七条の七関係)(日本工業規格 A 列 4 番)

危険物等取扱責任者資格認定更新申請書

年 月 日

殿

申請者^{ふりがな}氏名
住 所

危険物等取扱責任者の資格の認定の更新を受けたいので、船員法施行規則第77条の7第2項の規定により申請します。

船員手帳番号	第 号	
認定の更新を受けようとする資格の区分及び証印番号	甲種(石油) 甲種(液体化学薬品) 甲種(液化ガス) 乙種(石油・液体化学薬品) 乙種(液化ガス)	No. No. No. No. No.
乗船履歴		
講習課程の名称等		
*		

記載心得

- 1 認定の更新を受けようとする資格の区分及び証印番号の欄には、該当するものを○で囲み、証印番号を記載すること。
- 2 乗船履歴の欄には、認定に必要な乗船履歴及び従事した職名を記載すること。
- 3 講習課程等の欄には、更新に必要な修了した講習の課程の名称、修了年月日を記載すること。
- 4 * 欄には記載しないこと。